

株式交付信託の基本的な税務上の取扱い

株式交付信託の基本的な税務上の取扱いを、従業員向けの株式交付信託を例に説明すると次のとおりです。

従業員が受益権を取得するまでの間は、信託法上の受益者が存在しないため、税務上は、導入企業を唯一の受益者（みなし受益者）とする受益者等課税信託に該当します。

この間は、導入企業（みなし受益者）が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は導入企業（みなし受益者）の収益及び費用とみなして所得税法及び法人税法の規定が適用されます（所得税法第 13 条第 1 項、法人税法第 12 条第 1 項）。

従って、受託者が導入企業から金銭の拠出を受けて市場等から取得する株式については、税務上は導入企業の自己株式の取得として取り扱われます。

従業員が受益権を取得した際には、税務上の取扱いは、次のようになります。

（1）在職時給付タイプ

従業員が受益権を取得した場合には、導入企業においてはその日（権利確定日）における自社株式の時価相当額を給与として損金の額に算入し、これを受けた従業員においては同額を給与所得の収入金額とします。

（2）退職時給付タイプ

退職した元従業員が受益権を取得した場合には、導入企業においてはその日（権利確定日）における自社株式の時価相当額を退職金として損金の額に算入し、これを受けた元従業員においては同額を退職所得の収入金額とします。